

III 復興プロセス編

1

復興プロセス編の概要

(1)復興プロセス編とは

復興プロセス編とは、発災後の復興の取組の中で、市民・事業者及び行政のそれぞれのうごきについて、示したものです。今何をすべきか、どのような支援があるのかを把握することで、スムーズな復興まちづくりの推進を図ります。

(2)復興プロセス編の構成

復興プロセス編では以下の内容について示します。

復興プロセス編の概要

復興プロセス編の考え方と構成について示します。

復興まちづくりのながれ

発災から復興までの一般的な経過や復興まちづくりの概況について示します。

復興まちづくりの体制

市民・事業者・行政等の協働による復興まちづくりの体制づくりについて示します。

分野別の復興プロセス

復興ビジョン編で示した分野別の復興プロセスにおける、市民等の具体的なうごきや行政からの支援について示します。

復興まちづくりへの意識向上の取組

地域協働や行政内の取組など、復興まちづくりに係る平常時の取組について示します。

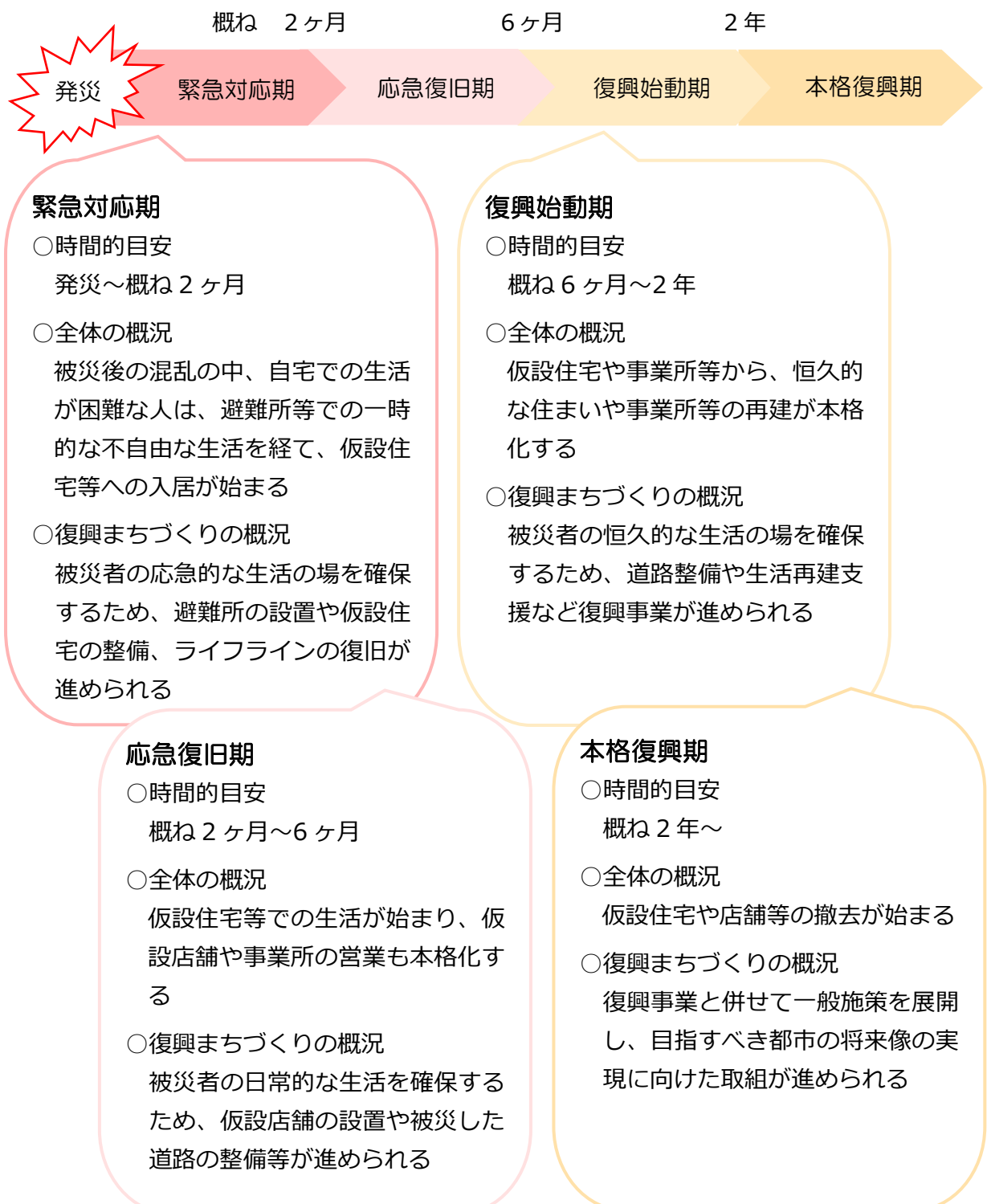
(3) 震災の教訓を活かす

実効性のある計画とするため、復興ビジョン編で示した震災の教訓について、復興プロセス編においても、以下のとおり反映します。

	震災の教訓	復興プロセス等での反映事項
市街地の復興	地籍調査の未完了に伴う復興事業の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時からの計画的な地籍調査の実施 ⇒ 【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】
	多大な時間を要した合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働による復興まちづくり体制の構築 ⇒ 【市民・事業者・行政の役割で反映】 ・ 復興まちづくり訓練を通じた復興まちづくり計画（案）の作成 ⇒ 【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】
住環境の復興	地域コミュニティの維持困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの仮設住宅必要戸数の事前把握及び必要数に応じた配置の検討 ・ 地域住民の避難先を地域で把握 ⇒ 【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】
	避難生活の長期化による健康や教育環境の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧期までに仮設住宅への入居を実施 ⇒ 【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】 ・ 巡回指導による健康支援の実施 ⇒ 【分野別の復興プロセス（医療・保健・福祉）で反映】
産業の復興	産業活動の縮小、人手不足の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ B C P（事業継続計画）の策定 ⇒ 【分野別の復興プロセス（商業・工業）で反映】 ・ 合同就職相談会の実施による雇用の確保 ⇒ 【分野別の復興プロセス（商業・工業）で反映】 ・ 自己再建が困難な事業者による事業の共同化 ⇒ 【分野別の復興プロセス（農林漁業）で反映】
復興の体制等	発災直後の行政・住民双方の混乱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくりへの意識向上 ⇒ 【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】
	行政内及び行政間の連携不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動マニュアルにおける行政手続・連携方策等の明確化

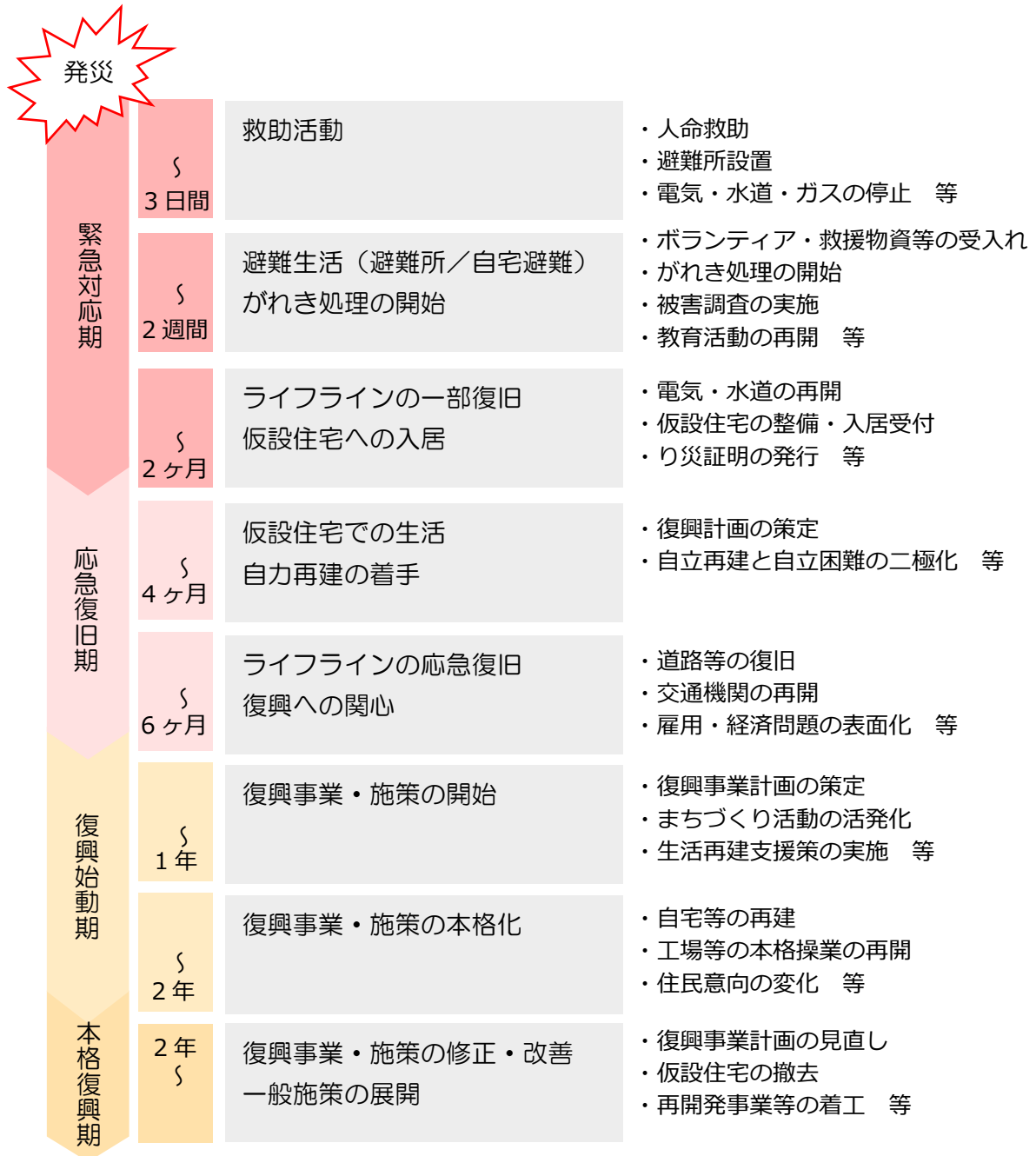
(1)復興まちづくりのステップ

地震等により大きな被害が発生した場合、本格的な復興までには多大な時間を要するため、発災後の時間的経過に伴う4つのステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めていきます。



(2)復興までの一般的な経過

被災の状況やまちづくりの熟度等により、復興までの経過は異なりますが、過去の震災等における、発災から復興までの一般的な経過は以下のとおりです。



がれきの処理について

復興まちづくりを迅速かつ着実に進めるためには、がれきの撤去や処分といったがれきの処理を計画的に実施する事が重要です。本市では、市民・ボランティア等の協力のもと、がれきの処理を計画的に実施するため、「(仮称) 富士市災害廃棄物処理計画」を平成 28 年度に策定する予定です。

3

復興まちづくりの体制

(1) 自助・共助・公助

■ 自助・共助・公助の復興活動

被災した際には、自らのくらしの再建は被災者自身が行うこと（自助）が原則です。しかし、復興の過程の中で、個人や家庭ではできないことについては、地域の力（共助）や、行政の支援（公助）を借りて、復興を進めていきます。

自助・共助・公助とは

- 自助：自ら（家族）の命は自ら守ること、または備えること
⇒被災した自宅及び周辺の片づけ、改修、建替え等
- 共助：互いに助け合って地域を守ること、または備えること
⇒地域内の片づけ、まちの復興の計画づくり等
- 公助：行政等による救助活動など、公的支援のこと
⇒道路等の都市基盤の整備、各種補助・支援等

■ 自助・共助・公助の担い手

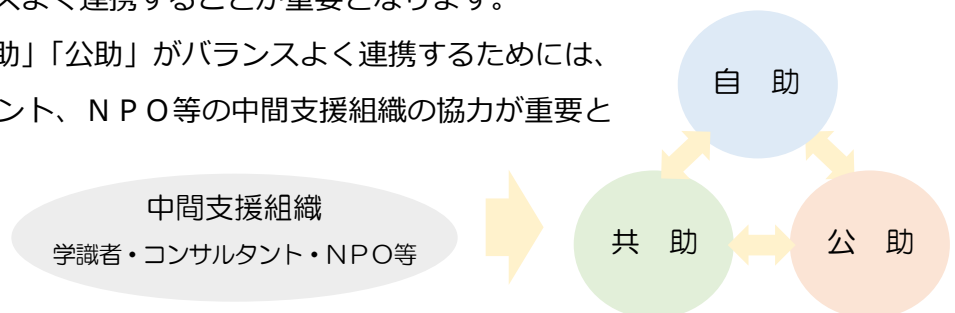
自助・共助・公助において想定される担い手は以下のとおりです。

自助	市民、事業者
共助	市民、事業者、町内会、自主防災会、まちづくり協議会等
公助	国、県、市等の行政機関（自衛隊や消防、警察等を含む）

■ 自助・共助・公助の連携

復興まちづくりを着実に進めていくためには、自宅の再建など被災者自身が行動する「自助」の取組、地域の結びつきを活かした「共助」の取組、「自助」「共助」を支援する「公助」の取組がバランスよく連携することが重要となります。

また、「自助」「共助」「公助」がバランスよく連携するためには、学識者やコンサルタント、NPO等の中間支援組織の協力が重要となります。



中間支援組織とは

住民と行政をつなぐ組織であり、被災地のニーズと支援がマッチするよう、学識者やコンサルタント、NPO等が中心となり、住民と行政間の連絡・調整を行います。

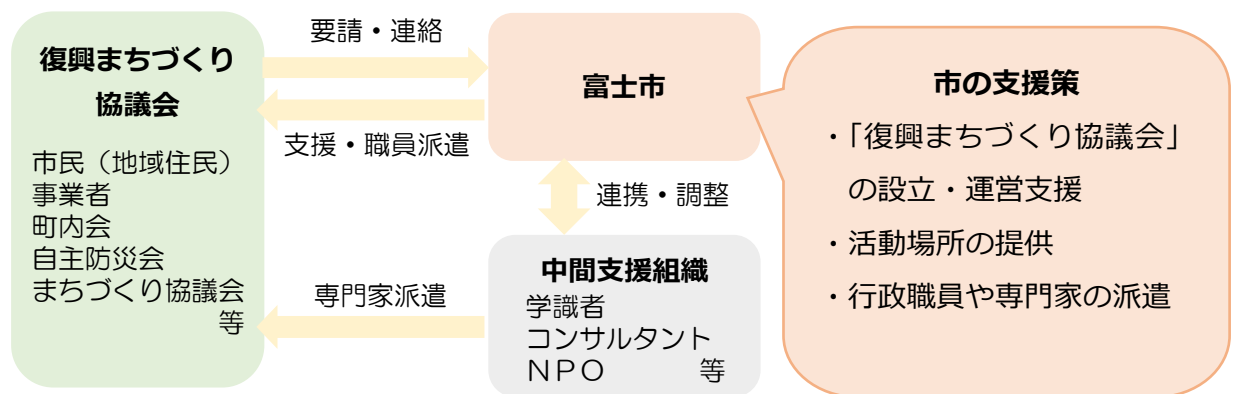
(2)協働による復興まちづくり体制

被災した地域が迅速かつ着実に復興するため、ここでは市民・事業者・行政及び中間支援組織等の協働による復興まちづくりの体制づくりや活動内容等について示します。

■復興まちづくりの体制づくり

建物の倒壊や道路等の被害が面的に発生した地域では、復興後、同じ被害を発生させないためにも、地域が一体となった復興まちづくりを進める必要がありますが、そのためには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、「復興まちづくり協議会」等の地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織が重要となります。

なお、組織の設立や運営については、地域住民等が主体となりますが、地域住民だけでは困難であることが想定されるため、行政が支援するとともに、コンサルタントや学識者等をはじめとする中間支援組織の参画が必要となります。



■復興地区区分に応じた復興まちづくり組織の設立支援

復興地区区分のうち、特に「復興重点地区」では、早期かつ一体的な整備を推進するため、「復興まちづくり協議会」等の復興まちづくり組織が必要であり、地域住民の発意がない場合でも、行政が積極的に復興まちづくり組織の設立を推進します。

一方、「復興推進地区」や「復興促進地区」は、一体的なまちづくりは必要ですが、あくまで地域が主体となってまちづくりを進めていく地区であるため、地域住民等による発意があった場合について、行政は設立等の支援を実施します。

地区区分	復興まちづくり組織の設立に係る行政の関与
復興重点地区	地域住民等の発意がない場合でも、行政が積極的に設立を推進する
復興推進地区	地域住民等の発意があった場合について、設立を支援する
復興促進地区	

■復興まちづくり組織（案）

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「復興まちづくり協議会」と、その準備組織として委員の募集や規約案等を検討する「復興まちづくり準備会」が考えられます。

●復興まちづくり準備会

地域住民が中心となり「復興まちづくり協議会」の準備組織である「復興まちづくり準備会」を組織し、「復興まちづくり協議会」の規約案の検討や委員の募集等を行います。

設置時期（目安）	発災前～発災後概ね2ヶ月
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂等
構成メンバー（案）	地域住民、地域の事業者、町内会、自主防災会 まちづくり協議会等
活動内容	「復興まちづくり協議会」の委員募集 「復興まちづくり協議会」の規約案の検討 復興まちづくりに対する地域住民の意識向上

●復興まちづくり協議会

「復興まちづくり準備会」の会員や被災住民が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民の意向把握や情報提供、復興まちづくり案の作成等を行います。

設置時期（目安）	発災後概ね2ヶ月～
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂等
構成メンバー（案）	復興まちづくり準備会委員 被災した地域住民や地域の事業者、中間支援組織等
活動内容	地域住民への情報提供 地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案

■既存のまちづくり組織等の活用

「復興まちづくり協議会」等の設立には、既存の組織等を活用することが考えられます。本市では自主防災活動が活発なことから次の組織の活用が考えられます。

●自主防災会

本市は、平成 27 年 6 月現在において、387 の自治会に対し、388 の自主防災会が組織されており、災害が発生した際には、救助活動や避難状況の把握、炊き出し等の自主防災活動を実施します。

●地区防災会議

各地区における防災対策の情報共有や意見交換の場として、地域が主体となって地区防災会議が開催されています。会議の委員は、町内会長や自主防災会長のほか、各種団体の代表者や避難所の管理者、市職員等で構成され、地域の防災力の向上に努めています。

■復興まちづくり組織が出来ない場合

地域住民で復興への考え方が共有できない等の理由により、地域が主体となった復興まちづくり体制が出来ない場合は、行政主導や被災者個人による復興を進めることとなります。行政主導の復興となると、住民の合意形成に非常に時間を要し、「復興まちづくり協議会」が設置されている地域と比べ、復興が遅くなることが危惧されます。

また、個人への各種復興支援だけでは、地域として一体感のある復興まちづくりの推進が困難となります。

復興まちづくり協議会の活動事例

石巻市 北上まちづくり委員会	
設立経緯	復興まちづくりにおいて、地域の均衡ある発展及び活性化を図るため、市民と行政との連携により設立された。
構成メンバー	各集落の行政区長、商工会、漁協、農協などの地域団体代表、公募市民
主な検討内容	北上地域まちづくり委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・北上地域における復興の在り方について ・北上町集落調査報告、集落構想マップ、北上かわらばんの発行 など
	北上地域まちづくり委員会分科会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・若い人を中心に北上の仕事づくりを考える等



4

分野別の復興プロセス

復興プロセスにおいて、市民・事業者等が把握しておく必要があるそれぞれのうごきや行政の支援等を分野別に示します。

(1) 分野別の復興プロセスの考え方等

■ 各分野の主な内容について

分野別の復興プロセスは、以下の 5 つの分野における段階的な復興まちづくりの取組を示します。

分野	主な内容
市街地の復興	被害の確認から市街地再開発事業等の面的整備までの市民のうごきや行政の支援等を示します。
住宅等の復興	避難所等への避難から自宅の再建等までの市民のうごきや行政の支援等を示します。
医療・保健・福祉の復興	被害の確認から、通常どおりのサービス提供までの事業者のうごきや行政の支援等を示します。
商業・工業の復興	被害の確認から、本格営業（操業）再開までの事業者のうごきや行政の支援等を示します。
農林漁業の復興	被害の確認から、本格的な操業再開までの従事者のうごきや行政の支援等を示します。

本計画で示す分野別の復興プロセスは、被害が甚大な地域を想定したものであり、あくまで一例です。被害の状況や地域の特性によって、復興のプロセスは異なります。

■ 各主体別のうごきの考え方について

分野別の復興プロセスでは、各項目において、「市民・事業者のうごき」、「地域等のうごき」、「行政のうごき・支援策」を示しています。それぞれの考え方は以下のとおりです。

項目	考え方
市民・事業者のうごき	市民・事業者が自宅の再建や復興まちづくり等において、自主的に実施すべき内容を示しています。
地域等のうごき	市民・事業者や中間支援組織等が、地域の復興まちづくりにおいて実施すべき内容を示しています。地域の担い手としては、町内会や自主防災組織、まちづくり協議会や復興まちづくり協議会等が想定されます。
行政のうごき・支援策	各項目において、市民・事業者が知っておくべき行政のうごきや、市民・事業者等の再建にかかる支援策等を示しています。

(2)分野別の復興プロセス

分野別の復興プロセスについて、段階的な取組を示します。

■市街地の復興プロセス

		市民・事業者のうごき	
<div style="text-align: center;"> 発災前 発災 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 緊急対応期 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 応急復旧期 </div>		発災前	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、自主防災会の本部設置場所を確認する。 ● 市民・事業者は、自宅や事業所等が倒壊しないよう、建物の耐震化を行う。 ● 市民・事業者は、行政が実施する地籍調査に協力する。
	被害確認	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、自宅の被害の程度を確認し、自主防災会に報告する。 ● 事業者は、事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告する。
	復興方針の策定	復興方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、行政が作成する復興方針を把握する。
	復興地区区分の設定	復興地区区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、自らが所有する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。
	<復興重点地区> 第一次建築制限	建築制限 第一次	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。
	意向調査	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興計画策定に係る意向調査に協力する。
	復興計画の策定	復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興計画策定に係る説明会等に積極的に参加する。
	<復興重点地区の一部> 第二次建築制限	建築制限 第二次	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。
	復興まちづくり準備会の設置	復興まちづくり準備会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興まちづくり準備会に積極的に参画し、活動への理解と協力を行う。
	復興まちづくり協議会の設置	復興まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興まちづくり協議会に積極的に参画し、協議会の活動への理解と協力を行う。
	意向調査	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興まちづくり協議会が実施する意向調査に協力する。

地域等のうごき

- 自主防災会は、地域住民の防災意識向上を図るため、防災訓練等を定期的実施する。
- 事業者は、事業所内の防災訓練のほか、地域の自主防災会と協働での防災訓練を実施する。
- 自主防災会は、地域の被害状況を集約し、地区まちづくりセンターへ報告する。
- 自主防災会は、地域を巡回し、被害状況の報告のない世帯の被害状況を確認する。
- 町内会やまちづくり協議会は、復興方針について、地域住民への周知に協力する。
- 町内会やまちづくり協議会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。
- 町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。
- 町内会やまちづくり協議会は、地域住民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。
- 町内会やまちづくり協議会は、地域住民に対し、復興計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。
- 町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。
- 地域住民や地域事業者、町内会等が中心となって復興まちづくり準備会を設立し、復興まちづくり協議会の委員募集や規約案を検討する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
- 復興まちづくり準備会が中心となって、復興まちづくり協議会を設立し、地域の復興まちづくり計画等を検討する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり協議会の設立や運営を支援する。
- 復興まちづくり協議会は、地域住民や地域事業者に対し、復興まちづくりに係る意向調査を実施する。
- 中間支援組織は、意向調査の内容や手法について、復興まちづくり協議会を支援する。

行政のうごき・支援策

- 大きな被害が想定される地域や建物が密集している地域などを中心に、計画的に地籍調査を実施する。
- 大きな被害が想定される地域やまちづくりに課題を抱えている地域等において、市民・事業者等との協働による復興まちづくり訓練（P59 参照）を実施する。
- 応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。
- 自主防災会からの報告を基に、特に被害が大きかった地域等から順に被害調査を実施する。
- 復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、市民等に対して周知を図る。
- 被害状況や都市計画マスタープランにおける地域の位置付けから、復興地区区分を設定し周知する。
- 復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区において、発災後から最長2ヶ月の建築制限を実施する。
- 復興計画の策定に向け、市民や事業者の意向を反映するため、意向調査を実施する。
- 市街地整備の方針等を示す復興計画を策定し、計画の内容について市民・事業者等と共有するための説明会を開催する。
- 復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区内の面的整備等を実施する地区において、発災後から最長2年の建築制限を実施する。
- 行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
- 行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり協議会の設立や運営を支援する。
- 意向調査の実施について、行政が把握している他の地域へ避難している地域住民等への周知に協力する。

		市民・事業者のうごき	
復興始動期	復興まちづくり計画の策定	復興まちづくり計画	●市民・事業者は、復興まちづくり協議会が開催する復興まちづくり計画に係る説明会に参加する。
	<街並み等を整備する場合> まちづくりルール	まちづくりルール	●市民・事業者は、まちづくりルールの策定に係る説明会に参加し、内容を把握するとともに、新たに建築等をする場合は策定されたまちづくりルールを遵守する。
	復興事業計画の策定	復興事業計画	●市民・事業者は、復興事業計画に係る説明会に参加し、計画の内容や整備時期等を把握する。
	<基盤整備・面的整備等をする場合> 調査・測量・設計	調査・測量・設計	●市民・事業者は、復興事業のための現地調査に立会うなど、行政に協力する。
	<基盤整備をする場合> 基盤整備の開始	基盤整備	●市民・事業者は、被災した道路等の基盤整備に係る説明会に参加し、内容を把握し整備に協力する。
	<面的整備をする場合> 面的整備の開始	面的整備	●面的整備の対象地域の市民・事業者は、整備の内容や時期等について協議するための組合等に参画する。
	意向調査の実施	意向調査	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しのための意向調査に協力する。
	復興事業計画の見直し	復興事業計画の見直し	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る説明会等に参加し、見直しの内容等を把握する。 ●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る調査等へ協力する。
本格復興期			

地域等のうごき

- 復興まちづくり協議会は、意向調査の結果等から、地域の事業者の再建も含めた復興まちづくりの方針等を示す復興まちづくり計画を策定する。
- 復興まちづくり協議会は、地域住民や地域事業者を対象とした説明会を開催する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり計画の策定や説明会の開催について支援する。
- 復興まちづくり協議会は、良好な街並み景観等の形成を図るため、建物の高さや色彩など、地域の特性にあったまちづくりのルールを策定し、地域住民や事業者に周知する。
- 中間支援組織は、まちづくりルール策定のための資料の作成やファシリテート等の支援を実施する。
- 復興まちづくり協議会は、復興まちづくり計画で位置付けた復興事業の内容について、行政と協議する。
- 町内会は、地域住民に対し、復興事業計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地権者の把握や周知等について、行政に協力する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域住民に対し、被災した道路等の基盤整備に係る説明会への参加を呼びかける。
- 対象地域の市民・事業者は、面的整備の内容や整備時期等について協議するための組合を設置し、事業計画を策定する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る意向調査への協力を呼びかける。
- 復興まちづくり協議会は、意向調査の内容等について行政と協議する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る説明会への参加を呼びかける。

行政のうごき・支援策

- 行政職員を派遣し、復興まちづくり計画に対して、復興計画と整合を図るための必要な助言を行うとともに説明会の会場等を提供する。
- 説明会の開催等について、行政が把握している他の地域へ避難している地域住民等に周知する。
- 行政職員を派遣し、まちづくりルールについて助言するとともに、コンサルタント等を派遣し、会議の運営を支援する。
- 復興計画や地域の復興まちづくり計画、意向調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定する。
- 復興事業計画の内容について、市民・事業者と共有するための説明会を開催する。
- 被災した道路等の基盤整備や市街地再開発事業等の面的整備のため、地権者の協力のもと、調査・測量等を実施する。
- 復興事業計画に基づき、被災した道路等の基盤整備を実施するとともに、市民・事業者について整備内容等を周知するための説明会を開催する。
- 対象地域の市民・事業者を対象とした説明会を実施し、事業計画を策定するための組合の設置や運営を支援する。
- 策定した事業計画に基づき、市街地再開発事業等の面的整備を実施する。
- 市民・事業者の復興まちづくりへの意向の変化を確認し、復興事業計画の見直しを図るための意向調査を実施する。
- 意向調査の結果や復興事業の進捗等を踏まえ、復興事業計画の見直しを実施する。
- 復興事業計画の見直しの内容等について、周知するための説明会を開催する。

■住宅等の復興プロセス

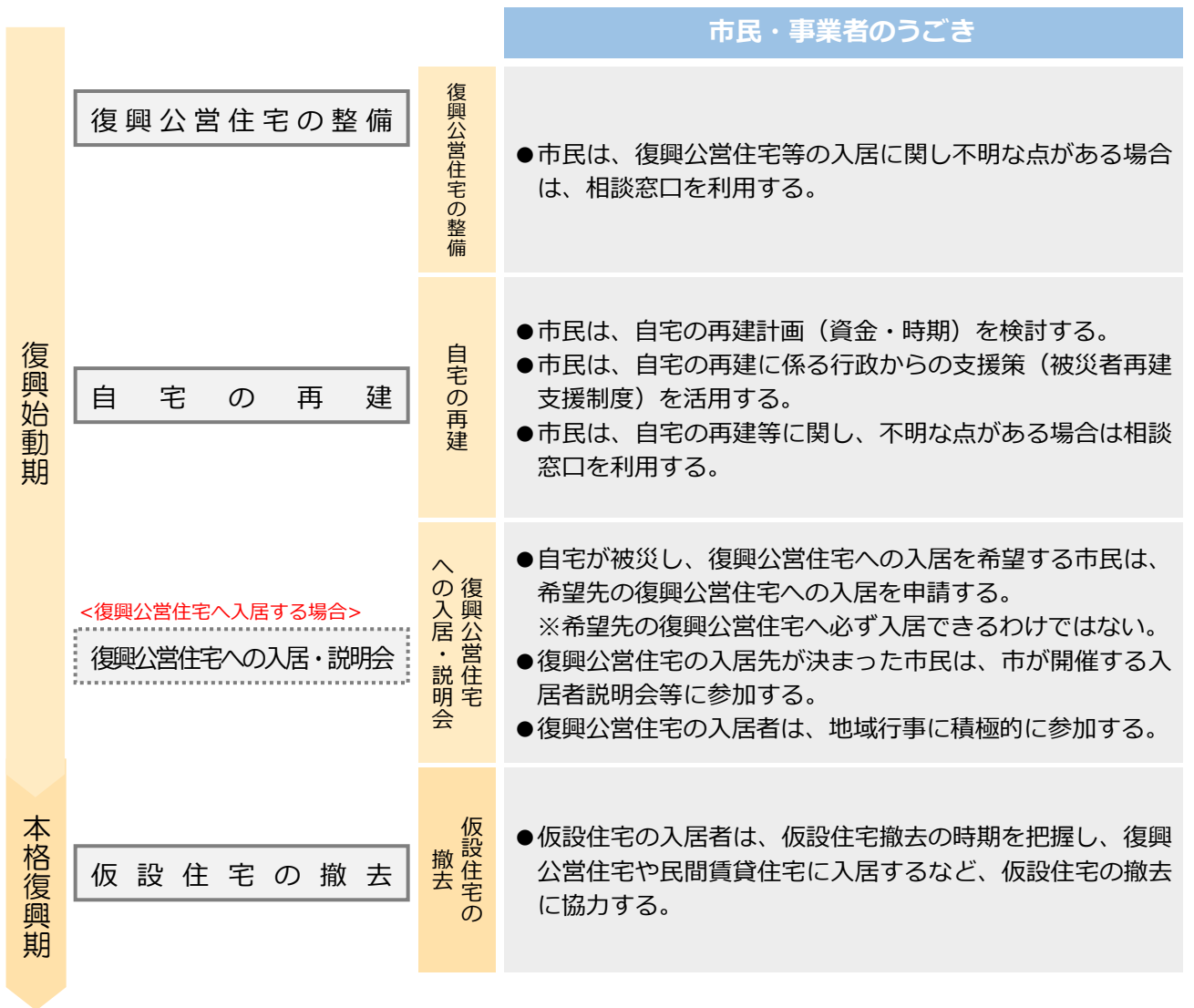
		市民・事業者のうごき	
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">発災前</div> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">緊急対応期</div>	避難所等への避難	発災前	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、自宅が倒壊しないよう、建物の耐震化を図る。 ● 市民は、被災した場合の自宅の再建計画を検討する。
	被害確認	避難所等への避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅が被災した市民は、市指定の避難所や親戚宅等に避難し、自宅での生活が可能な市民は、自宅での生活を継続する。
	り災証明	被災確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の復興プロセスの同項目参照（P44）。
	意向調査	被災証明	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅が被災した市民は、り災証明を申請し、自宅の被害認定の状況を確認する。（P50）
	<半壊以上で修理する場合> 応急修理	被災意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、仮設住宅の種類や入居条件、応急修理の申請方法等について冊子等で確認し、正しく理解する。 ● 市民は、仮設住宅やその種類（建設型・借上げ型）別の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。
	仮設住宅の整備・確保	被災意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅の被害が半壊のうち、仮設住宅に入居せず修理により自宅での生活が可能な市民は、市に応急修理を依頼する。
	授業の再開	仮設住宅の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、仮設住宅等の入居に関し不明な点がある場合は、相談窓口を利用する。
	<仮設住宅へ入居する場合> 仮設住宅への入居・説明	授業の再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の保護者は、通学路及び通学方法を把握し、安全性を確認する。 ● 児童・生徒の保護者は、授業再開に向けて不足している学用品等を把握し、不足を学校に申し出る。
	避難所の閉鎖	仮設住宅への入居・説明会	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅が被災し、仮設住宅への入居を希望する市民は、希望先の仮設住宅の入居を申請する。 ※希望先の仮設住宅へ必ず入居できるわけではない。 ● 仮設住宅の入居先が決まった市民は、市が開催する入居者説明会等に参加する。 ● 仮設住宅の入居者は、地域行事に積極的に参加する。
	教育施設の整備	避難所の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ● 閉鎖する避難所の避難者は、仮設住宅の入居や避難所を移動するなど、避難所の閉鎖に協力する。
説明会・意向調査	教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急住宅の場所により、従来の学校への登校が難しい場合は、教育委員会へ相談する。 	
	説明会・意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は自宅の再建等の支援制度等に関する説明会に参加し、制度等を正しく理解する。 ● 市民は、自宅の再建や復興公営住宅の入居希望等を把握するための意向調査に協力する。 	

地域等のうごき

- 自主防災会は、施設管理者等と協力して避難所運営等の訓練を実施し、避難所の運営体制等を確認する。
- 自主防災会は、施設管理者等と協力して、避難者の受付など、避難所を運営する。
- 避難所へ避難した市民は、避難所の運営に協力する。
- 市街地の復興プロセスの同項目参照（P45）。
- 自主防災会は、り災証明の申請場所や申請方法等について、地域住民の周知に協力する。
- 町内会や自主防災会は、地域住民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。
- 町内会や自主防災会は、応急修理の相談窓口の設置について、地域住民の周知に協力する。
- 町内会や自主防災会は、仮設住宅の入居要件や相談窓口の設置について、地域住民への周知に協力する。
- 町内会やまちづくり協議会、PTA等は、通学路の安全性を確認する。
- 町内会や自主防災会は、できる限り地域住民の入居先の把握に努める。
- 町内会やまちづくり協議会は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。
- 中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。
- 自主防災会は、避難所閉鎖時期等について、避難者への周知に協力する。
- 復興まちづくり協議会は、教育施設の整備に係る地域住民等への周知に協力する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域住民に対し、説明会への参加や復興公営住宅入居等の意向調査への協力を呼びかける。

行政のうごき・支援策

- 耐震診断や耐震補強のための費用を助成する。
- 仮設住宅の建設候補地や建設可能戸数を検討し、市民に対して周知を図る。
- 行政職員を派遣し、施設管理者と協力して避難所を開設する。
- 行政職員を派遣し、避難所の運営を支援する。
- 市街地の復興プロセスの同項目参照（P45）。
- 被害調査の結果から、自宅が被災した市民に対し、り災証明を発行する。
- 仮設住宅の種類や入居条件等、応急修理等の申請方法等について冊子等で周知する。
- 仮設住宅やその種類（建設型・借上げ型）別の必要戸数等を把握するための意向調査を実施する。
- 応急修理のための相談窓口を設置する。
- 応急修理が必要な世帯に、修理業者を派遣する。
- 仮設住宅に関する相談窓口を設置する。
- 意向調査の結果を踏まえ、仮設住宅の建設型及び借上げ型の必要戸数を確保する。
- 避難所としての校舎の使用状況や被害状況等を考慮し、仮設校舎の建設や代替施設を確保するなどして、可能な限りの授業を再開する。
- 児童生徒に対し、不足している学用品を提供する。
- 地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。
- 入居者のための説明会等を開催する。
- 仮設住宅の供給が間に合わず、民間の賃貸住宅等に入居した市民に対しての支援を検討する
- 仮設住宅の整備状況や避難者数等を考慮し、施設管理者と相談して、避難所を閉鎖する。
- 避難所の閉鎖時期等について、避難者へ周知する。
- 施設の被害状況や児童・生徒数を踏まえ、本格的な授業の再開のため、教育施設を整備する。
- 復興公営住宅入居や自宅の再建支援制度等に係る説明会等を開催する。
- 復興公営住宅の必要戸数や自宅の再建支援策を検討するための意向調査を実施する。



り災証明とは

市職員等が現地調査等による被害調査で確認した家屋などの被害状況を証明するものです。被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水等があります。

り災証明は、仮設住宅・復興公営住宅への入居や応急修理、各種補助金等に必要となるほか、地震保険等の保険金の支払請求時にも必要となります。

地域等のうごき

- 復興まちづくり協議会は、意向調査では把握しきれない復興公営住宅のニーズ等について、地域住民の意向を把握し、行政に報告する。
- 中間支援組織は、復興公営住宅のニーズの把握について、復興まちづくり協議会を支援する。

- 復興まちづくり協議会は、自宅の再建について、敷地面積や資金等の問題により個別再建が難しい地域がある場合は、地権者と協力して、建物の共同化等を検討する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、自宅の再建に係る支援策や相談窓口の設置について、地域住民への周知に協力する。

- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。
- 中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。

- 復興まちづくり協議会や町内会は、仮設住宅の撤去時期等について、入居者への周知に協力する。

行政のうごき・支援策

- 意向調査の結果や復興まちづくり協議会の報告等を踏まえ、復興公営住宅の必要戸数を確保する。
- 復興公営住宅に関する相談窓口を設置する。

- 半壊以上の自宅を再建（新築・修繕等）する場合は一部費用を助成する。
- 建物の共同化に対して、支援を検討する。
- 自宅の再建に係る相談窓口を設置する。

- 地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。
- 入居者のための説明会等を開催する。

- 復興公営住宅の整備状況等を踏まえ、仮設住宅を撤去する。
- 仮設住宅の撤去時期について、入居者へ周知する。

仮設住宅の種類について

① 仮設住宅（建設型）

震災後、公共空地等に新たに建設するプレハブ住宅のことで、平屋の長屋タイプの建物が一般的です。

② 仮設住宅（借上げ型）

既存の民間賃貸住宅等の空き部屋を行政が借り上げ、仮設住宅として市民に提供する形の仮設住宅のことです。

③ みなし仮設住宅

震災後、被災者自身が賃貸住宅を確保し、仮の住まいとして入居した場合、その賃貸住宅を仮設住宅とみなすことです。仮設住宅入居条件にあてはまれば家賃が補助されます。東日本大震災の際、仮設住宅の建設を待てない多くの被災者が自ら応急住宅を確保する状況が発生し、家賃補助の支援が実施されることとなりました。



仮設住宅（建設型）の例（大船渡市）

■医療・保健・福祉の復興プロセス

		事業者のうごき	
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">発災前</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">発災</div> 緊急対応期 応急復旧期 復興始動期 本格復興期		発災前	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。 ● 事業者は、施設利用者の家族への連絡手段や引渡し方法等について定め、周知を図る。 ● 事業者は、施設の再建計画を検討する。
	被害確認	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、施設の被害状況を確認し、地区まちづくりセンターへ報告する。
	福祉避難所の設置	福祉避難所設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所として協定を結んでいる事業者は、市から開設の依頼があった場合は、行政と連携して、福祉避難所を開設・運営する。
	巡回訪問等の実施	巡回訪問等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、被災によりサービスを受けられない利用者の健康維持のため、必要に応じて巡回訪問等を実施する。
	応急修理	応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が被災した事業者のうち、修理により事業の継続が可能な事業者は、行政の支援等を活用し、施設の修理を実施する。 ● 応急修理等について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
	仮設施設の確保	仮設施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が被災した事業者は、仮設施設の設置場所や利用可能な代替施設を検討する。 ● 施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、仮設施設を確保する。
	サービスの一部再開	サービスの一部再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、サービスの再開時期について、行政に報告するとともに、施設利用者へ周知する。
	福祉避難所の閉鎖	福祉避難所の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所を運営する事業者は、行政と連携して、福祉避難所の閉鎖に協力する。
	施設の再建	施設の再建	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、施設の再建計画（資金・時期等）を検討し、不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。 ● 施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、施設を再建する。
	通常業務の再開	通常業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、通常業務の再開について、行政に報告するとともに、施設利用者へ周知する。
仮設施設の撤去	仮設施設の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設施設を設置した事業者は、施設の再建が完了後、速やかに仮設施設を撤去する。 	

行政のうごき・支援策

- 福祉避難所（指定施設・協定施設）の開設・運営訓練を実施する。
 - 県と連携し、派遣保健師等の協働支援を想定した体制整備を行う。
-
- 施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定する。
 - 事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。
-
- 福祉避難所を開設する必要がある場合は、施設の被害状況を確認し福祉避難所（指定施設）を開設する。さらに必要がある時は、事業者に福祉避難所（協定施設）の開設を依頼する。
-
- 避難所等において、避難者の健康維持のために、巡回健康相談を実施する。
 - 必要に応じて、避難所等に健康相談窓口を設置する。
-
- 施設が被災した事業者に対して、応急的な施設の修理についての支援を検討する。
 - 応急修理に関する相談窓口を設置する。
-
- 施設が被災した事業者に対し、仮設施設の整備についての支援を検討する。
 - 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
-
- サービスの提供状況について、市民へ周知する。
-
- 仮設住宅の整備状況やサービスの再開状況を踏まえ、事業者と連携するなどして、福祉避難所を閉鎖する。
-
- 施設が被災した事業者に対し、施設再建のための支援を検討する。
 - 施設の再建に関する相談窓口を設置する。
-
- 通常どおりのサービス提供が可能となった施設を市民に周知する。
-
- 施設が被災した事業者に対し、仮設施設撤去のための支援を検討する。

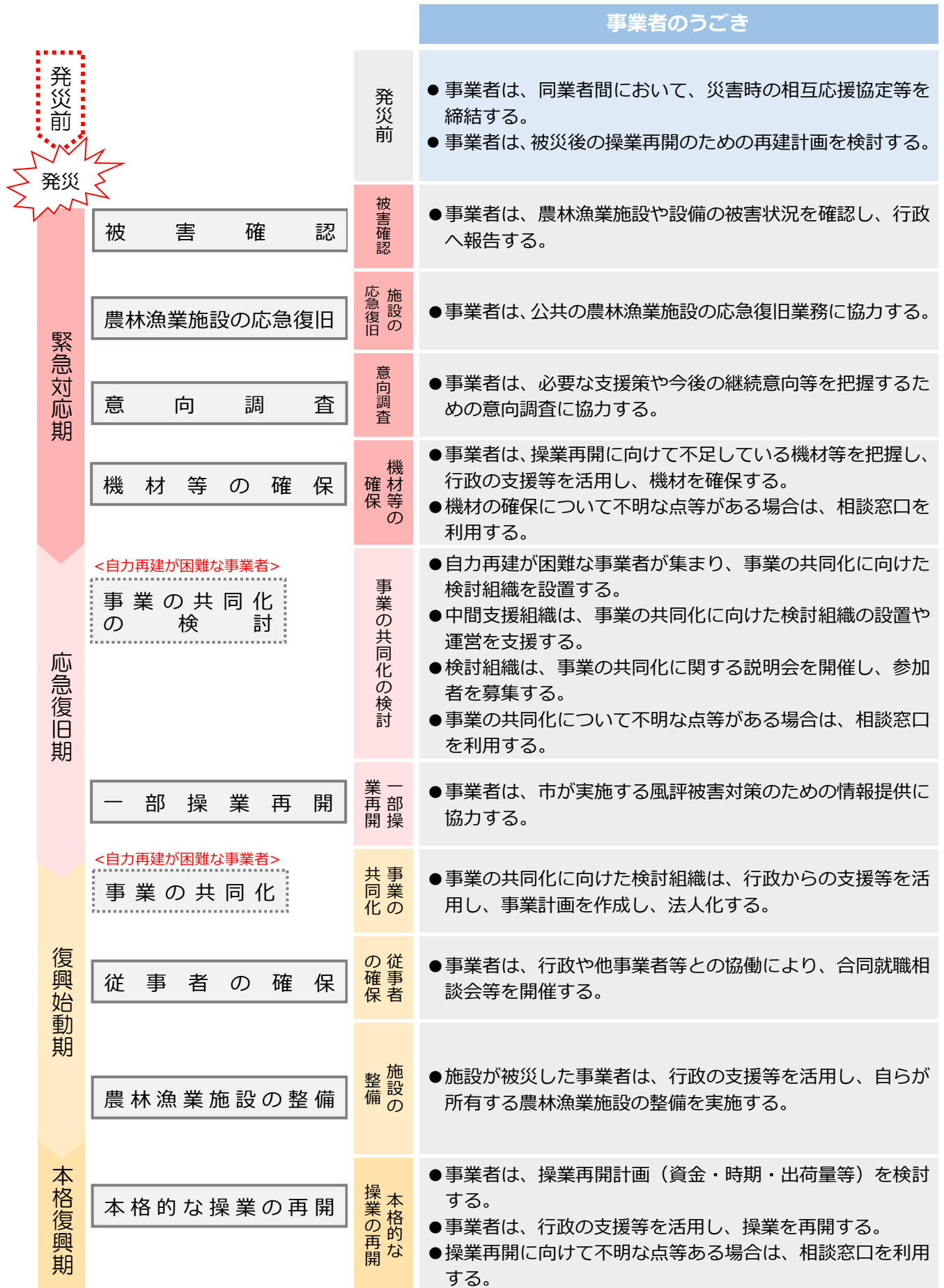
■商業・工業の復興プロセス

		事業者のうごき	
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">発災前</div> <div style="color: red; font-weight: bold;">発災</div>		発災前	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、BCP（事業継続計画）を策定する。 ●事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。
	被害確認	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、施設の被害状況を確認し、行政等に報告する。 ●事業者は、従業員の安否を確認し、事業所等へ参集できる従業員を把握する。
緊急対応期	意向調査	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、仮設店舗・事業所等の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。
	応急修理	応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ●施設が被災し、応急的な修理により事業の継続が可能な事業者は、行政の支援等を活用し、応急修理を実施する。 ●応急修理について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
	仮設店舗・事業所等の確保	仮設店舗・事業所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●施設が被災した事業者は、仮設店舗・事業所等の設置場所や利用可能な代替施設を検討する。 ●施設が被災した事業者は、行政からの支援等を活用し、仮設店舗・事業所等を確保する。 ●仮設店舗・事業所等の確保について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
応急復旧期	仮営業（操業）の開始	仮営業の開始	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、仮営業（操業）の再開等に必要の人員を確保するため、必要に応じて、別拠点の事業所等からの従業員の派遣を依頼する。
	雇用の確保	雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、本格営業等のために必要の従業員数を把握し、行政や他事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。 ●事業者は、従業員の通勤手段等の確保に努める。
復興始動期	店舗・事業所等の再建	店舗等の再建	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、復興まちづくり協議会や行政が実施する説明会に参加し、地域の復興まちづくり計画を把握するとともに、店舗・事業所等の再建計画の参考とする。 ●事業者は、本格営業の再開に向けて、再建計画（資金・時期等）を検討する。 ●施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、店舗・事業所等を再建する。 ●店舗・事業所等の再建について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
	本格営業（操業）の再開	本格営業の再開	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、行政の支援等を活用し、操業を再開する。 ●事業者は、本格営業（操業）等の再開について、行政や商工会議所等に報告する。
本格復興期	仮設店舗・事業所等の撤去	仮設店舗等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ●施設が被災し、仮設店舗等を設置した事業者は、行政の支援等を活用し、仮設店舗等の撤去を実施する。

行政のうごき・支援策

- 専門家の派遣や研修会の開催など、事業者のBCP策定を支援する。
 - 仮設店舗・事業所等の立地可能な場所を想定しておく。
- 事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。
- 仮設店舗・事業所等の必要戸数等を把握するため、意向調査を実施する。
- 施設が被災した事業者に対して、応急的な店舗・事業所等の修理についての支援を検討する。
 - 応急修理に関する相談窓口を設置する。
- 仮設店舗・事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供等を行う。
 - 施設が被災した事業者に対し、仮設店舗・事業所等の整備のための支援を検討する。
 - 業務再開のための設備等の確保について、支援を検討する。
 - 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
- 仮営業（操業）再開のための支援を検討する。
- 事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。
 - 合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。
 - 雇用に関する市民・事業者のための相談窓口を設置する。
- 復興まちづくり協議会と連携し、復興まちづくり計画について、事業者への説明会を開催する。
 - 施設が被災した事業者に対し、店舗・事業所等の再建のための支援を検討する。
 - 業務再開のための設備等の確保についての支援を検討する。
 - 店舗・事業所等の再建に関する相談窓口を設置する。
- 本格営業（操業）再開のための支援を検討する。
- 施設が被災し、仮設店舗・事業所等を設置した事業者に対し、撤去のための支援を検討する。

■農林漁業の復興プロセス



行政のうごき・支援策

- 農林漁業施設の耐震化を図る。
- 事業者からの報告等を基に、被害が大きかった施設や重要性の高い施設等から順に被害調査を実施する。
- 被害の状況や重要性の高い施設等から、応急復旧業務を実施する。
- 必要な支援策や今後の継続意向等を把握するため、従事者に対し、意向調査を実施する。
- 被害状況等に応じて、機材の確保のための支援を検討する。
- 機材確保に関する相談窓口を設置する。
- 行政職員を派遣し、事業の共同化に向けた検討組織の設置や運営を支援する。
- 検討組織の活動場所や説明会の会場等を提供する。
- 事業の共同化に関する相談窓口を設置する。
- 風評被害対策の支援を検討するとともに、消費地等への情報提供を実施する。
- 事業の共同化に係る施設の整備等への支援を検討する。
- 事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。
- 合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。
- 雇用に関する市民・従事者のための相談窓口を設置する。
- 被災した農林漁業施設の整備及び再編を検討する。
- 行政が管理する施設のうち重要性の高い施設について、優先的に整備を実施する。
- 事業者が所有する農林漁業施設整備のための支援を検討する。
- 操業再開に向けた支援を検討する。
- 操業再開に関する相談窓口を設置する。

5

復興まちづくりへの意識向上の取組

(1)復興まちづくりに係る平常時の主な取組

市民・事業者・行政が平常時から復興まちづくりを考えておくことで、発災後の復興まちづくりを迅速かつ着実に進めることが可能となります。そのため、平常時より復興まちづくり訓練や講座等を実施し、市民や事業者、更には行政職員がそれぞれの立場で意識の向上に努めることが重要です。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時における避難行動等（避難先や連絡方法等）を家族で話し合う ・防災訓練や自主防災会活動へ参加する ・自宅周辺の災害リスク（震度・液化化危険度等）を防災マップ等で確認する ・復興まちづくり訓練や講座に参加し、復興まちづくりの進め方等を知る
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の安否確認・参集の方法を定め、周知する ・BCP計画を策定し、取引先や従業員に周知する ・防災訓練を実施し、防災体制を整える
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会は、自主防災活動、防災訓練を積極的に実施する ・自主防災会は、地域の関係団体及び行政と協力し、復興まちづくり訓練を実施する ・まちづくり協議会は、地区防災会議を実施し地域の防災力を向上させる
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり訓練や復興まちづくり講座を実施し、復興まちづくりの体制や進め方等について市民と共有する ・災害図上訓練（DIG）を実施し、地域の災害リスクや課題を市民と共有する ・防災マップの作成・配布・更新を行い、避難場所や災害リスク等について周知する ・事前都市復興計画の作成・見直し・公表を行い、復興まちづくりの方針や進め方等を周知する
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり訓練の実施を支援する

(2)地域協働の取組

発災後の円滑な復興を進めるためには、復興まちづくりに対する理解を深め、関係者が共有すべき内容を事前に把握しておくことが重要です。そのため、復興まちづくりに向けた協力関係を事前に構築するとともに、復興の進め方等を関係者間で共有するため、市民・事業者・行政等の協働により、各種訓練等を実施します。

■復興まちづくり訓練

復興まちづくり訓練とは、「自分達のまちが被災したら、どのような被害が発生し、復興をどう進めるか」について、発災前から市民・事業者・行政が協働で考える取組の一つで、災害を想定して復興を模擬体験する訓練です。

通常の防災訓練とは異なり、被災体験者による講演やグループワーク等を通じて、復興まちづくりの進め方等を検討します。

●訓練の一般的な流れ

第1回	ガイダンス	被災体験者の講話を聞いて、自宅の復興を考える
第2回	タウンウォッチング	まちを歩いて被害をイメージする
第3回	グループワーク	被災後の住まいや生活を確保する
第4回	グループワーク	復興まちづくり計画（案）※を考える
第5回	報告会	訓練で検討した内容等を地域住民へ周知する

復興まちづくり計画（案）とは

地域の特性や想定される地域の被災状況から、地域における復興まちづくりの進め方や体制等について示したもの。発災後は、実際の被災状況を踏まえ、地域の復興まちづくりのベースとして活用する。

●訓練の実施について

復興まちづくり訓練は、地域が主体となり取り組みますが、訓練の実施に当たっては、専門家の派遣や資料の作成など、行政が積極的に支援します。

行政の支援策

- ・ 専門家やコーディネーター、行政職員の派遣
- ・ 資料の作成支援
- ・ 訓練場所の提供 など

●訓練成果の周知について

復興まちづくり訓練において作成した「復興まちづくり計画（案）」等を、町内会の会合等で周知し、地区内にて復興方針等の共有を図ります。

また、地域のまちの整備が進み被災イメージが変わったなど、計画の内容が現状にそぐわない場合や、再度復興まちづくり訓練を実施した際には、計画内容の修正を行います。

■復興まちづくり講座

復興まちづくりの進め方や市民・事業者・行政の役割等について、市民等に正しく理解してもらうため、防災講座や各種会合等と併せて、本計画の内容等についての復興まちづくり講座を実施します。

■災害図上訓練（DIG）

みんなで地図を囲み、地域の情報を書き落とすことで、普段気づかない自分の地域の災害に対する“弱み”や“強み”を再確認し、減災のために家庭や地域で事前にできること（やるべきこと）を話し合います。

(3)行政内の取組

本市では、災害への事前準備、発災時のうごきの周知等のため、防災マップの作成・配布、本計画の策定・公表等のほか、行政内部の横断的な連携を高めるために、全庁的な訓練を実施します。

これらの取組を通じて、行政職員の復興まちづくりに向けた意識啓発や情報共有、連絡体制の構築を図るとともに、行政の取組についての手順等を確認し、発災後の円滑な支援に備えます。

■全庁訓練

本計画の策定に伴い作成した行動マニュアルを活用し、全庁訓練を実施します。行動マニュアルを確認しながらの訓練を実施することで、発災後の行政支援に対する関係職員の役割を明確にするとともに、横断的な行政のうごき方を共有します。

■行動マニュアルの再整備

訓練を通じて、行動マニュアルの問題点等が明らかになった場合、訓練後に問題点等を整理し、見直しを行います。